

若葉台小学校いじめの防止行動計画

平成30年4月

いじめの防止に対する学校の方針

本校では、いじめ問題を重要課題ととらえて対峙し、いじめを生まない学校づくりにむけた学校内の体制の一層の整備を進めるとともに、積極的に家庭や地域と連携を強化していじめの防止と早期発見に取り組む。また、あらゆる機会を通じて全児童・生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自己肯定感や他者理解等を深める指導を工夫して、互いの人格を尊重し合い、心の通う人間関係の構築を図り、いじめを生まない学校づくりを推進する。

保護者・地域との連携

PTA や地域教育懇談会等において、いじめ防止にむけた課題や防止策を共有し、重点目標を設定して連携した防止策を講じる。

いじめ対策委員会

校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーを構成員として定期的に未然防止の取組や対応についての連絡会及び研修会を実施し、組織的に対応する。

関係機関との連携

子ども家庭支援センター・教育相談室・多摩中央署・多摩児童相談所・民生児童委員・保護司・人権擁護委員等と連携し、必要に応じてケース会議を実施する。

いじめの防止の取組み

- 「人権教育の推進」・・・定期的に「若小人権デー」を設定して、全校集会時に校長講話を実施する。それを受けて、各学級で標語づくりをしたり、体験等について話し合ったりする。
- 「道徳授業の改善」・・・「いじめの未然防止」につながる教材を用いた道徳授業を確実に実施するとともに、各児童の心に響く道徳授業の実践を目指す。
- 11月の「いじめ防止啓発月間」期間中の「いじめ防止集会」等の実施・・・児童会が中心となっていじめの未然防止についての集会を実施し、その内容について学級指導でさらに深める取組を実施する
- 「いじめ防止に関する生活指導研修会の実施」・・・学期毎に生活指導研修会を実施し、教職員のいじめの未然防止や対応についての見識を深めるとともに定期的に意識啓発を図っていく。

いじめの早期発見への取組み

- 教職員の情報共有及び連携を図る・・・毎週の夕会にて生活指導についての連絡会を実施し、児童の実態について情報交換をするとともに教職員の意識の啓発を図る。
- 定期的な児童実態調査実施・・・ふれあい月間等の調査を活用し、学期毎に全児童を対象にいじめに関する実態調査を行い、児童の実態を確実に把握するとともにいじめ防止についての意識啓発を図る。

いじめに対する指導と支援の取組み

- 「いじめを見て見ぬふりせず声を上げられる学校づくり」に向けて、「いじめを見たら伝えなさい」と一方的に指導するだけでなく、子供が「いじめについて大人に伝えても守ってもらえる」と思えるよう、学校は、保護者や地域、関係諸機関の協力も得ながら、子供の安全を確保していく。
- 日常的な観察、面接や調査等により、子供の実態を早期に把握し、いじめの未然防止に全力を尽くす。
- いじめ対策委員会が中心となり、スクールカウンセラーや民生児童委員等と連携して、組織的な取組を推進していく。
- いじめに関する授業等を通じ、いじめは生命や心身に関わる重大な問題であることを繰り返し伝え、考えさせるとともに、子供たちの主体的な取組の支援を通じ子供の「いじめを見て見ぬふりしない」意識を醸成していく。